

第3節 障害者福祉

1 身体障害者福祉

(1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定められた程度の障害を有する者に、申請に基づいて交付される手帳で、同法の適用の証明となり、かつ各種障害福祉サ

ービスを利用する根拠となるものである。管内の身体障害者手帳所有者の状況は、表2のとおりである。

表1 身体障害者手帳事務処理状況 (単位：人)

区 分	平成 25 年度中の異動				25 年度末 所 有 者
	新規交付	転入	転出	返 還	
川北町	10	2	2	9	185

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである。

表2 身体障害者手帳所有者数 平成 25 年度末現在 (単位：人)

区 分	18歳未満	18歳以上	合 計
川北町	3	182	185
管内計	3	182	185
小松市	77	4,336	4,413
加賀市	46	3,436	3,482
能美市	40	1,687	1,727
県 計	826	45,569	46,395

(2) 特別障害者手当等

在宅の重度心身障害児(者)に対して手当の支給を行っている。

時の介護を必要とする在宅障害児(20歳未満)を対象とする。

ア 特別障害者手当等

著しく重度の障害のため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅障害者(20歳以上)を対象とする。

ウ 福祉手当

昭和61年4月1日において、20歳以上の従来福祉手当受給(経過措置分)者の内、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害者基礎年金も支給されない在宅障害者を対象とする。

イ 障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常

表3 特別障害者手当等支給事務処理状況 平成25年度(単位：人)

区 分	24年度末 現 在	申 請	決 定 状 況 等			停 止 解 除	停 止	資 格 喪 失	25年度末 現 在
			認 定	却 下	保 留				
特別障害者手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児福祉手当	3	—	—	—	—	—	2	—	1
福 祉 手 当	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである

表4 特別障害者手当等の受給者状況

平成 25 年度末現在 (単位:人)

区 分	特別障害者手当		障害児福祉手当		福 祉 手 当		合 計	
	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者
川北町	—	—	1	2	—	—	1	2
県 計	662	13	515	20	53	1	1,230	34

2 知的障害者福祉

(1) 療育手帳

知的な障害を有する者に、申請に基づいて交付される手帳で、知的障害児(者)に対して一貫した相談援助を行うとともに、これらの者が各種障害

福祉サービスを利用する根拠となるものである。管内の療育手帳所有者の状況は、表6のとおりである。

表5 療育手帳事務処理状況

(単位:人)

区 分	平成 25 年度中の異動				25 年度末所有者
	新規交付	転 入	転 出	返 還	
川北町	—	—	—	—	30

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである。

表6 療育手帳所有者数

平成 25 年度末現在 (単位:人)

区 分	判定 A (重度)			判定 B (中・軽度)			合 計		
	18 歳未満	18 歳以上	計	18 歳未満	18 歳以上	計	18 歳未満	18 歳以上	計
川北町	4	7	11	2	17	19	6	24	30
管内計	4	7	11	2	17	19	6	24	30
小松市	54	189	243	97	345	442	151	534	685
加賀市	44	178	222	56	236	292	100	414	514
能美市	29	99	128	67	156	223	96	255	351
県 計	627	2,613	3,240	1,104	3,540	4,644	1,731	6,153	7,884